



領域 V

男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

性暴力被害については、その被害に遭ったことによる著しい身体的・精神的ダメージに加え、周りに相談できずに一人で抱え込む傾向があります。

また、精神的ダメージにより、PTSDなどの症状が発生する確率が高い傾向にあります。被害を受けてから少しでも早く、相談機関につなげ、精神的負担を軽減し、適切な措置が行われる必要があります。

ストーカー行為による被害についても、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがあるため、的確に危険性や切迫性を判断し、検挙と被害者保護の双方を迅速に行うことが重要です。

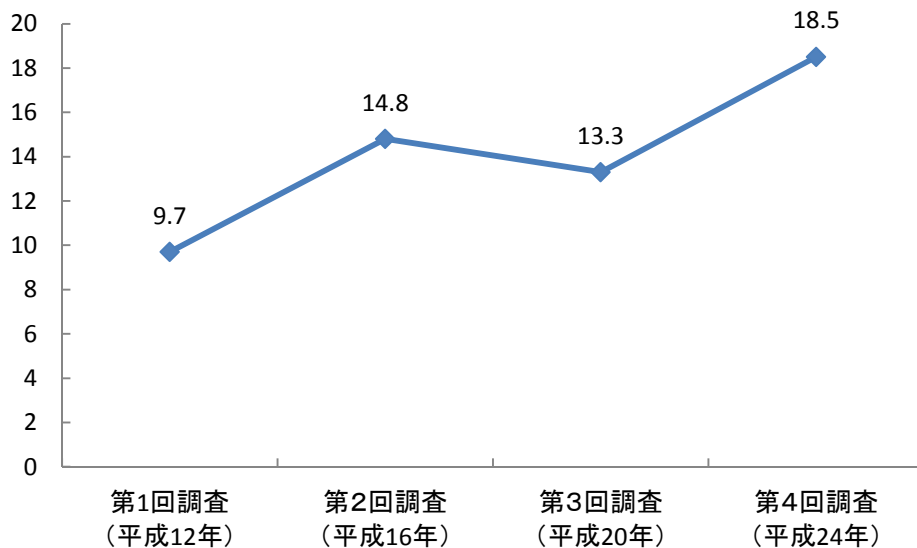
また最近では、SNSの普及等を背景に、女性の性的画像をネット上で拡散させる犯罪行為も増えており、若年層を中心に啓発を進めることが課題となっています。

1 性暴力被害者に対する支援

■ 現状・課題

- 性犯罪・性暴力は、人権に深く関わる社会的な問題であり、配偶者等からの暴力とともに男女平等参画社会の実現に向けた大きな妨げになっています。被害者は身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、ときには安全な生活や職業をも奪われてしまう場合も見られます。
- 被害者の多くは女性ですが、男性や子供が被害を受ける場合もあります。
- 都が設置した犯罪被害者の総合相談窓口における性犯罪被害に関する相談件数は、平成23年度以降2,000件を超えており、全体のおよそ4割を占めています。しかし、法務省の「第4回犯罪被害実態（暗数）調査」では、強姦や強制わいせつなどの被害者がその被害を申告したのは2割弱にすぎません。

性的事件の被害申告率の推移（全国）



資料：法務省「犯罪被害実態（暗数）調査」より作成

- 内閣府調査では、男性から無理やり性交された被害者の6割強は「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「そのことについて思い出したくなかったから」などの理由で被害を誰にも相談していません。また、加害者との関係を聞いたところ、「交際相手・元交際相手」が28.2%と最も多く、次いで「配偶者・元配偶者」が19.7%となっており、親密な間柄での被害が多くなっています。

- 都が実施した「性犯罪・性暴力被害者に対する調査」では、被害後の他人の言動・態度により傷ついたこととして、「周囲の人々による無神経な言動」が6割を超えています。
- このように、性暴力については、被害を知られることに羞恥心を覚えたり、関係機関や第三者の不用意な発言によって精神的に傷を負う二次被害を恐れることなどにより、被害を打ち明けることを躊躇する例が少なくありません。また、被害そのものを明らかにできずに警察への届出をためらう傾向にあります。支援の際には、相談しやすい環境整備や二次被害防止に向けた取組が求められます。
- また、被害に遭った女性はできる限り早く、医療的・心理的・法的支援を受けることが必要です。しかし、複数の機関を訪問することは被害者にとって苦痛です。
- このため、都では平成27年7月から「性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業」を開始し、24時間365日の相談対応と、被害直後から相談・医療・精神的ケア、捜査関連支援等の支援をワンストップで行う体制を構築しています。
- 今後は、関係機関との連携を更に強化するなどにより、被害者を広く社会全体で支える体制を構築していく必要があります。そのために、関係者に対する研修においては、被害者支援の重要性や被害者への対応のあり方等、内容の充実を図ることが重要です。
- さらに、被害者が身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での更なる相談対応能力の強化を図る必要があります。

■ 取組の方向性

- 社会全体で性犯罪・性暴力の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、支援を必要とする人に情報が届くよう、性犯罪・性暴力による被害の相談窓口を周知します。
- 民間支援団体、協力医療機関、警察等の連携で実施している性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援策について、関係機関との連携の強化や、関係者に向けた実践的研修の実施等により充実を図ります。
- さらに、身近な窓口でも被害者からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の更なる対応能力の強化を図ります。
- 相談に対する被害者の心理的な抵抗感を取り除き、被害者にとって相談しやすい環境を整備するとともに、被害者のプライバシー保護や二次被害防止に向けて適切に対応します。

■ 具体的施策

① 被害者等への支援

【これまでの主な取組】

- 「性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業」開始
- 性暴力被害者支援のための研修実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 民間支援団体、協力医療機関、警察等と連携して、24時間365日、性犯罪・性暴力被害に遭われた方からの相談を受け付け、必要な支援につなげる「性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業」を実施します。☆	総務局
○ 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲)	生活文化局 福祉保健局
○ 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	生活文化局
○ 区市町村の相談員等に向けた研修に、性暴力に関する相談を受けるに当たっての留意点等を加え、被害者支援の一層の充実を図ります。	生活文化局
○ 鉄道警察隊分駐所に痴漢被害相談所を設置し、また、女性警察官が配置されている交番に女性の安全相談所を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図ります。	警視庁
○ 「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。	警視庁
○ 「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行います。	警視庁
○ 要請に応じて「被害者カウンセラー」を派遣し、被害者のカウンセリングや捜査員に対する助言等を行います。☆	警視庁
○ 性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	警視庁

○ 被害を受けて自宅に居住することが困難となった被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設を公費負担により提供します。☆	警視庁
○ 被害者の自宅が被害現場となった場合において、清掃業者によるハウスクリーニングに要する費用を公費で支出します。☆	警視庁
○ 被害直後から弁護士に相談して適切な支援を受けられるよう弁護士会等と連携して支援を行います。☆	警視庁
○ 女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。	警視庁
○ 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしていきます。	警視庁
○ 捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。	警視庁
○ 児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	警視庁

② 都における普及・啓発

【今後の取組】

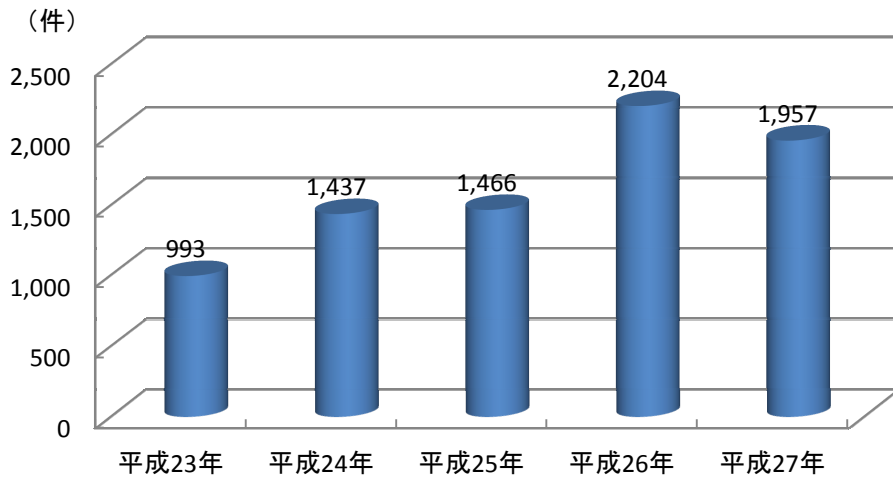
内容	所管局
○ 都内各大学等の学生等を対象に性犯罪被害に関する知識や性犯罪被害者への適切な接し方を学ぶ、「性犯罪被害に関する研修」を開催し、性犯罪被害者に対する正しい理解の増進を図ります。☆	警視庁
○ 「犯罪被害者支援推進期間」を実施し、性犯罪被害者に対する理解を深め、社会全体で被害者を思いやり支える気運を醸成します。	警視庁
○ スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための啓発活動を推進します。☆	青少年・治安対策本部 警視庁
○ 若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	生活文化局

2 ストーカー被害者に対する支援

■ 現状・課題

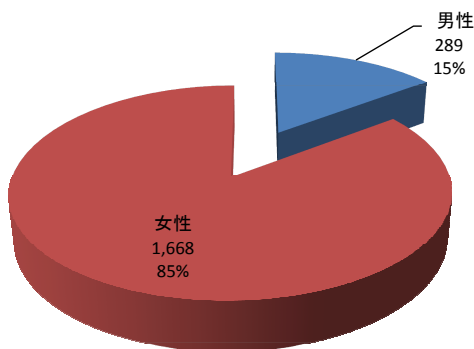
- ストーカー行為は重大な人権侵害であり、社会的にも許されない行為です。平成25年にストーカー規制法が改正され、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加されました。
- 警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、平成26年に前年の1.5倍に急増し(2,204件)、平成27年は1,957件と若干減少しましたが、法改正以前と比べると増えています。
- ストーカー規制法による検挙者数も同様の傾向にあります。被害相談者の約85%が女性であり、被害者との関係は約54%が元交際相手で、全体の約80%は面識のある者による行為です。
- 内閣府調査では、特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害について、誰かに相談した女性は約8割と、配偶者や交際相手からの暴力の被害者に比べて高くなっていますが、相談先の多くが友人・知人や家族・親戚であり、警察に相談した女性の割合は1割未満となっています。
- 一方、その被害によって命の危険を感じた女性の割合は28.9%となっています。
- ストーカー行為は、被害者の平穏生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれもあります。そのため、ストーカー被害の相談があった場合には、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う必要があります。
- また、前記内閣府調査によれば、ストーカー行為において、電子メールやインターネットなどの通信手段が使われていたと回答した人が40%近くに上り、10代の女性では4分の3に上りました。
- 最近では、コミュニティサイト(同じ趣味や興味を持つ人が集まるウェブサイト。掲示板やチャットルーム等が設けられており、情報交換や交流が行われる。)やオンラインゲームなどで知り合い、ストーカー行為につながる例も見られます。
- 若年層に対して、ストーカー行為に遭った時の対応方法とともに、例えば、SNSに掲載した情報や写真から個人情報が増えることがあるため安易に掲載してはいけないなど、電子メールやインターネット、SNS等の利用に関する正しい理解を促す必要があります。
- また、被害者が身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

ストーカー行為等相談受理状況（都）

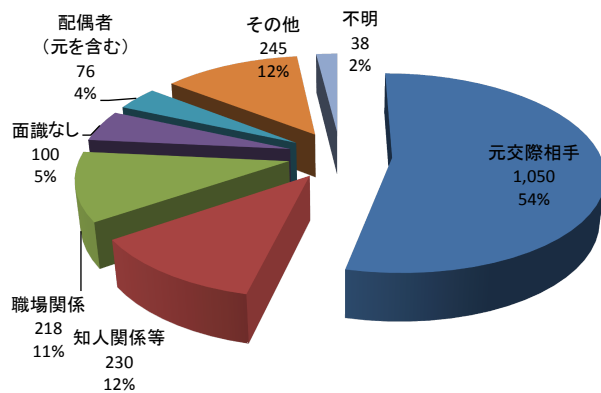


資料：警視庁「ストーカー事案の概況」より作成

ストーカー相談者の性別（都：平成27年）



相談者と行為者の関係（都：平成27年）



資料：警視庁「ストーカー事案の概況」より作成

■ **取組の方向性**

- 社会全体でストーカー行為の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、ストーカー行為に関する被害の相談窓口を周知します。
- また、被害者からの相談を適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の対応能力の強化を図ります。
- ストーカー行為は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるため、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う体制を整備します。

- また、ストーカー行為の危険性や、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を行います。

■ 具体的施策

① 被害者等への支援

【これまでの主な取組】

- 警察における早期相談対応
- 警察署員に対する研修

【今後の取組】

内容	所管局
○ ストーカー行為は、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いなど、警察への早期の相談が重要であることから、相談窓口を広く周知し、適切に対応します。☆	警視庁
○ 相談時に適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対する研修の充実、強化を図ります。☆	警視庁
○ ストーカー事案については、認知の段階から生活安全部門、刑事部門等が一体となってその対処にあたるとともに、警視庁人身安全関連事案総合対策本部と連携した検挙活動、保護対策等を実施するなど、被害者等の安全確保のために最も効果的な対策を実施していきます。☆	警視庁
○ 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲)	生活文化局 福祉保健局
○ 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につながるような相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	生活文化局

② 都における普及・啓発

【今後の取組】

内容	所管局
○ 若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	生活文化局

<p>○ ストーカーの被害者にならないための内容のほか、本人が気が付かないうちにストーカー行為をすることがないように、加害者にならないための内容を盛り込むなど、被害者・加害者の両側面からなるリーフレットを作成し、被害者・加害者を生まない社会の構築を目指します。☆</p>	<p>青少年・治安 対策本部</p>
<p>○ ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。☆</p>	<p>青少年・治安 対策本部</p>

コラム⑧

第一東京弁護士会の取組

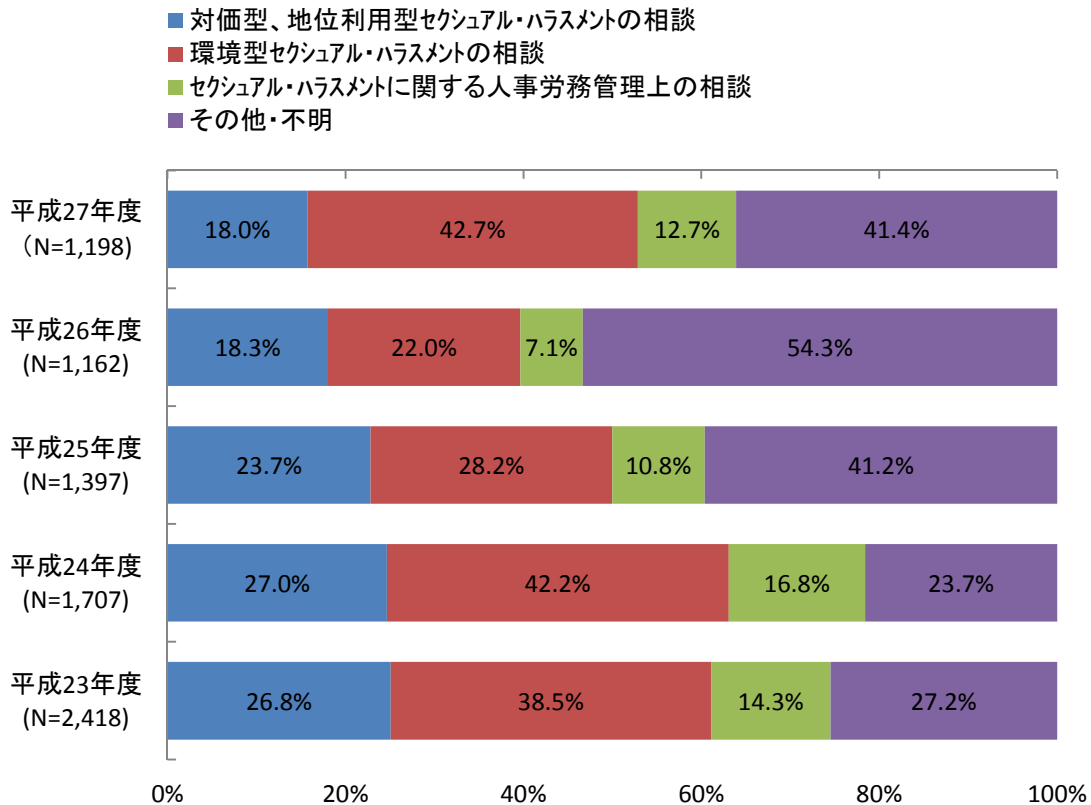
- 第一東京弁護士会では、人権擁護委員会の両性の平等部会を中心に、両性の実質的平等の実現を目指し、様々な課題の調査研究活動を行っています。
調査研究活動の成果として、主として女性を対象にした離婚相談に関する書籍と、働く女性に向けた法律に関する書籍を出版しました。
これらの書籍では、配偶者暴力対策（被害者の安全確保、自立生活再建等）、ストーカー対策、セクシュアル・ハラスメント問題の解説にも力を入れています。女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識や男女間の経済格差などがあり、家庭や職場において、男女間の実質的平等をできる限り確保するにはどのようなことが可能かという視点で解説しています。
- また、第一東京弁護士会は、日本弁護士連合会からの要請を受け、東京弁護士会及び第二東京弁護士会と共同で、毎年6月に、「女性のための無料ホットライン」と題する無料電話相談を実施し、家庭や職場で女性が抱える様々な悩みの相談を受けています。

3 セクシュアル・ハラスメントの防止

■ 現状・課題

- セクシュアル・ハラスメント*は、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為であり、雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会においても発生する可能性があるため、性別・性的指向・性自認を問わず被害者となるおそれがある一方、誰でも加害者となる可能性があります。
 - 都は、東京都男女平等参画基本条例第14条において、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを禁止しています。
 - 雇用の場においては、男女雇用機会均等法により、セクシュアル・ハラスメントに対する防止措置が事業主の責務とされており、女性だけでなく男性に対するセクシュアル・ハラスメントも防止対策の対象となっています。
 - 教育現場においても、セクシュアル・ハラスメントへの対応が求められています。都内の教育機関では、これまでも教職員の研修や相談窓口の設置などの取組が行われていますが、今後も、教育の場における人権侵害の防止と被害者の保護を徹底する必要があります。
 - セクシュアル・ハラスメントを受けると、被害者は精神的な苦痛を被り、心身の不調に陥ったり、職場で起こった場合には退職に追い込まれるなど、被害者の生活に重大な影響が及ぶことも少なくありません。
 - また、周囲の人たちの無理解や、不用意な言動などにより被害者が更に心の傷を深くしてしまうこともあり、今後も広く普及啓発に取り組むことが重要です。
 - 被害に遭った人が身近な相談窓口で相談できるよう、都のみならず、区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。
- (※性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)

セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）



資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」より作成

取組の方向性

- セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実など必要な対策を進めます。
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けては、使用者への啓発を含め、具体的な取組方法や行政による支援策等を周知し、主体的な取組を促します。
- 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、積極的に取り組んでいきます。
- 被害に遭った人からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図ります。

■ 具体的施策

① 相談・普及啓発

【これまでの主な取組】

- セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談
- セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動

【今後の取組】

内容	所管局
○ 労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	産業労働局
○ 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、相談に応じます。(再掲)	生活文化局 福祉保健局
○ 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	生活文化局

② 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策

【これまでの主な取組】

- セクシュアル・ハラスメント防止会議の実施
- セクシュアル・ハラスメント相談員の設置
- セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	総務局
○ 各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局

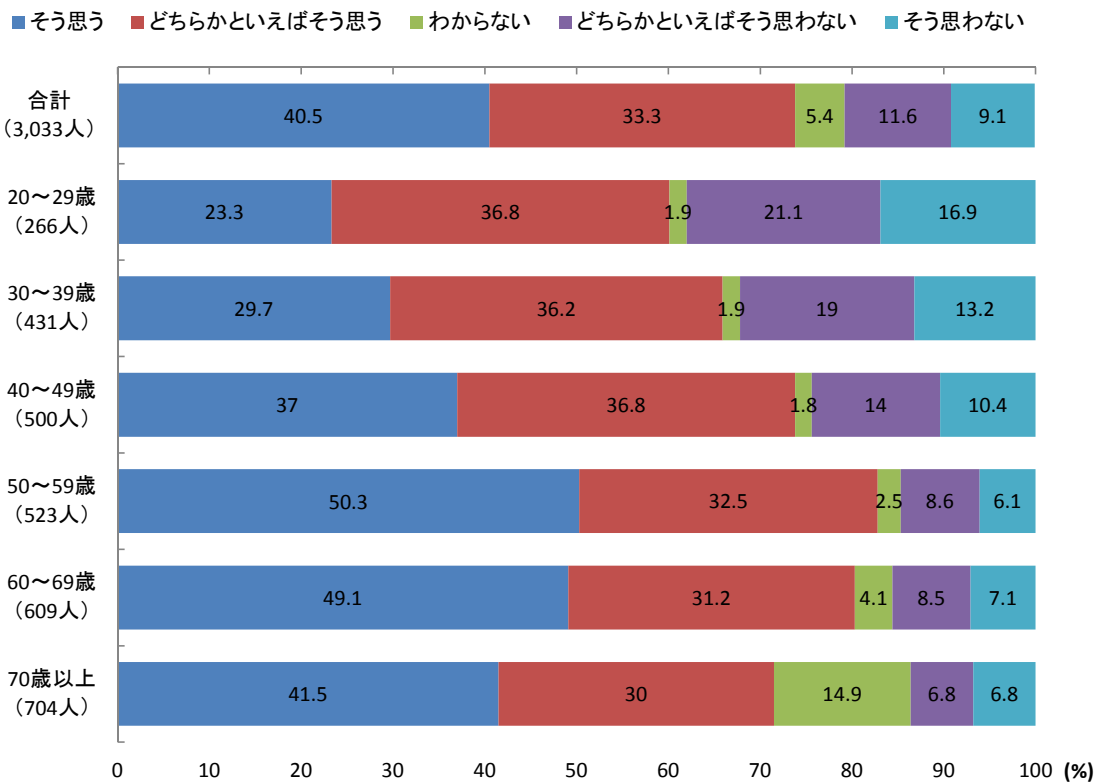
<p>○ 講師養成研修「人権・同和問題科」 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、セクシュアル・ハラスメントに関する研修も行います。</p>	総務局
<p>○ 職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。</p>	各局
<p>○ 公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。</p>	教育庁

4 性・暴力表現等への対応

■ 現状・課題

- 平成24年10月の内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、テレビや新聞、インターネットなどのメディアにおける性・暴力表現について問題があると考えている人は、7割強に上っていますが、年齢別にみると、問題があると考えている人の割合は、50代が一番多く8割強、20代が一番少なく6割と、親世代と子世代で2割の開きがあります。
- 表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。
- グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。
- 都では、平成22年12月に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、青少年の健全な育成を図るため、インターネットの利用環境の整備等に関する規定や、児童ポルノ根絶等に係る都の責務等に関する規定を設けました。また、平成26年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され、平成27年7月から児童ポルノを所有するなどの行為について、罰則が適用されるようになりました。
- スマートフォンの普及により、SNSやアプリ等を活用して、インターネット上で、より手軽に様々な情報を手に入れたり、交友関係を広げたりすることができるようになりましたが、その反面、トラブルに巻き込まれるケースも増えています。
- 最近では、オンラインゲームなどで知り合ったことがきっかけとなり、犯罪に巻き込まれるケースも出てきています。
- さらに、交際相手に性的画像等を提供してしまい、のちにインターネットに掲載・拡散する、いわゆるリベンジポルノの被害が社会的な問題となり、平成26年11月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定されました。
- こうした被害に巻き込まれないように、インターネット利用等に関する正しい理解を促すことが大切です。インターネット上の情報は、必ずしも正しいものばかりとは限りません。一人一人が情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を身に付ける必要があります。
- また、被害に遭ってしまった場合には、身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

メディアにおける性・暴力表現について問題があると考えている人の割合（全国）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成

取組の方向性

- メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促します。
- インターネット等の利用環境の整備や適正な利用に関する普及啓発等を行います。
- 情報を発信する責任や情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成します。
- また、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を行います。
- リベンジポルノをはじめ性・暴力表現に関わるトラブルの被害に遭った人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図ります。

■ 具体的施策

① メディアへの対応

【これまでの主な取組】

- 不健全図書の内容陳列の徹底
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くフィルタリングの普及
- 情報モラル教育の実施

【今後の取組】

内容	所管局
○ 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の内容陳列を徹底します。	青少年・治安対策本部
○ 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。	青少年・治安対策本部
○ インターネットやゲームをする上での、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にすると同時に有害情報から子供を守ります。	青少年・治安対策本部
○ 情報活用能力向上推進事業や教職員研修センター等における教員研修を通して、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	教育庁

② 被害者への支援等

【今後の取組】

内容	所管局
○ 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じます。	生活文化局 福祉保健局
○ 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	生活文化局
○ サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法情報を収集し、対策と取締りを推進します。	警視庁

③ 普及・啓発

【今後の取組】

内容	所管局
○ 地域の有志や保護者、児童・生徒等を対象に、児童ポルノの概要や児童ポルノ被害事案、被害に遭わないための防犯対策に関する啓発講演会等を実施します。	青少年・治安対策本部
○ ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。(再掲)	青少年・治安対策本部
○ ネット環境浄化のために、サイバー犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。	警視庁
○ スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪等を防止するための啓発活動を推進します。(再掲)	青少年・治安対策本部 警視庁
○ 若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	生活文化局